

令和元年度

通常総会資料

日 時 令和元年5月11日(土)

午前10時00分～

会 場 きぼーる11階大会議室

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

通常総会次第

1 開会のことば

2 区連協会長挨拶

3 功 労 者 表 彰

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議事録署名人選出

7 会 務 報 告

報告第1号 平成30年度要望事項の報告について …… P 1 ～ 6

8 議 案 審 議

議案第1号 平成30年度事業報告について …… P 7 ～ 9

議案第2号 平成30年度収入支出決算について …… P10 ～ 12

議案第3号 平成30年度監査報告について …… P13

議案第4号 令和元年度役員（案）の承認について …… P14

議案第5号 令和元年度事業計画（案）について …… P15 ～ 16

議案第6号 令和元年度収入支出予算（案）について …… P17 ～ 19

議案第7号 令和元年度監事の選任について …… P20

9 閉会のことば

報告第1号、平成30年度要望事項の報告について
 千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（区要望）

№	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部課	要望事項に対する回答
1	第5地区 第8地区	<p>モノレール駅名変更「葭川公園」を「中央公園」へ ※ 平成28年10月、中央区のにぎわいを担っていた千葉パルコが、また29年3月永く千葉県、千葉市の高級消費のシンボルであった三越千葉店が営業停止、閉鎖され、千葉銀座、富士見などの千葉市の中心商店街の灯がさらに暗くなった。一方、28年JR千葉駅の改築が竣工し、駅ビル内の店舗街が話題をよび、乗降客以外の近隣住民も「エキナカ」へ押し寄せている。</p> <p>千葉市の中心街の再興のためには、中心街への交通アクセスが生死を握っている。路線バスや昨年4月スタートしたシーバスもあるが、一番重要なのは千葉市のモノレールの活用である。千葉駅ビルの改装によりJR駅からモノレール駅に直接つながる通路ができたが、最低料金が200円ということで利用客は伸びていないのが現状である。これには近接駅への料金の値下げが必須であると考えるが、まず中心商店街へモノレールが便利であるというアピールが欠けている現状を変えなければならぬ。</p> <p>千葉銀座や富士見などの中心街のモノレール近接駅は「葭川公園」であるが、読みの難しさや知名度の低さから、どこにあるかも知らない市民が大半である。一方、すぐそばの「中央公園」はさまざまなイベントが催され、商店街や文化センター、市美術館などの文化施設にも近く、市民の集いの中心になっているが、その近接駅がわかりにくく知られていない。</p> <p>以上のことから、モノレール駅名を「葭川公園」から「中央公園」に変更すること、とりあえずは駅名として両名併記することを要望する。</p>	都市局 都市部 交通政策課	<p>モノレールの駅名を変更する場合、関東一円等で利用されているICカード（バスモ事業者）のシステム変更をはじめ、各駅の料金表などの看板や券売機の印字の変更、さらにはアナウンス設備の変更などが必要となり、これらの変更には多額の費用が見込まれるため、モノレール会社の経営状況を考慮すると、駅名を変更することは困難と考えております。</p> <p>また、「葭川公園」と「中央公園」を併記することについては、モノレールは今年で開業30周年を迎え、（葭川公園のある千葉・県庁前間の1号線も19年を迎えており、）昨年度は、初めて1日平均の乗車人員が5万人を超えるなど、本市ではモノレール会社と連携し、これまで、様々なサービスや利便性の向上等に向けた増員増収策に取り組んできております。</p> <p>これまでの長年の取組みにより、葭川公園をはじめモノレール各駅の駅名は、会社やイベントなどの最寄駅等として案内されているなど、既に利用者の皆様に定着しているものと認識しておりますので、駅名を併記することは各種企業への負担や、利用者の混乱を招く恐れがあることから困難と考えております。</p> <p>今後も、より一層、モノレール会社との連携を図り、モノレールの利用促進に努めて参ります。</p>
2	第5地区	<p>京成西登戸・新千葉駅利便性改善に市の協力を ※ 京成西登戸駅、新千葉駅は登戸、汐見・春日、新千葉地区の住民が千葉や東京方面に出る際の重要な交通機関ですが、約40年前のホーム延長に伴う改築以来、千葉方面に出る場合、改札口から高い跨線橋を渡って反対側ホームに行かなければなりません。このため高齢者、車いす使用者や障害者、ベビーカー使用の幼児の家族などには大変不便で、かなりの人たちが利用を諦めているのが現状です。私達は平成17年から12年間、毎年千葉市長や京成本社などにこの状況の改善を訴え、要望書を提出し、簡易改札口の新設などを提案し交渉してきました。平成24年には住民の皆様やこの駅を利用する方々の約6,800名の署名を集めました。</p> <p>平成27年4月、千葉市として京成電鉄の経営統括部に善処を申し入れた際に、鉄道本部計画管理部課長から、国の基準の一日乗降客3,000人以下の駅に関しては京成としてバリア改善する計画はない。地元の改善要望が強い駅は「請願駅」（新設）と同等と考えているという回答がありました。私達は国の基準のバリア改善を要望しているわけではなく、利便性改善のための千葉行き側のホームの簡易改札の設置を永年求めています。また平成30年、バリア改善による西登戸駅利用増加調査アンケートで2,400名以上のご署名を頂きました。</p> <p>西登戸駅の利用客は昨年（2017年）1日2,600名を超え、また新千葉駅もJR千葉駅の改築や西口地区の再開発などで利用者は増えていきます。2020年にはオリンピックパラリンピックが千葉市でも行われ、世界の障害者アスリートや関係者、観客が京成駅を利用することも増えます。</p> <p>平成30年5月、京成本社で幹部と面会し、常務・鉄道本部長から本年度施行される「高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進の法改正」に合わせて地元のバリアフリーのまちづくり計画と連携して進めたいという前向きな回答が得られました。</p> <p>千葉市の支援と協力を求めます。</p>	都市局 都市部 交通政策課	<p>駅の改札口については、京成電鉄では原則1駅1改札口としておりますが、西登戸・新千葉の両駅の現在の駅利用状況等を踏まえて、利便性向上のための施設として京成電鉄に働きかけていくとともに、駅のバリアフリー化の推進についても併せて京成電鉄と連携を図り協議してまいります。</p> <p>なお、鉄道駅のバリアフリー化につきまして、本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄軌道駅を対象に、各鉄道事業者のバリアフリー化に関する施設整備の実施に対して、国と共に補助を行い、バリアフリー化を促進しております。</p> <p>また、平成30年5月25日に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が今年度施行される予定であることから、バリアフリーの整備基準が示されている「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の変更など、国の動向を注視し、引き続きバリアフリー化の推進を図ってまいります。</p>

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局課	要望事項に対する回答
3	第5地区	<p>海拔表示を6-8mまで ※ 平成28年、政府の地震調査委員会は今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を発表し、千葉市にこの震度の地震の起きる確率は関東では最高の85%ということです。千葉市の建物などの地震対策と避難対策を早急に強化しなければなりません。</p> <p>東京湾内で地震が発生した場合、また強い台風が襲ってきた場合、市内の低地に津波や高潮による浸水が起こる可能性が高いのですが、従来の東京湾内の津波予想が最大3mということで、現在千葉市内の道路・交差点などでの海拔表示は4mまでとなっています。</p> <p>一方、相模湾に面する鎌倉、逗子、葉山などでは海拔15-16mまで表示され、また千葉市と同じく東京湾に面する品川区でも海拔7-8m地点まで海拔表示がなされています。</p> <p>これらの地域では千葉市のように単に津波や浸水の危険性を警告するだけでなく、地震の際の避難の方向や安全な避難箇所を住民に知らせようという施策がなされているわけで、千葉市の防災の施策の後進性が際立っています。</p> <p>千葉市民の安全と生命を守るため、千葉市全域の海拔表示を6-8mとすることを要望します。また手遅れにならないうちに実施してください。</p>	総務局 危機管理課	平成29年度に、指定緊急避難場所の案内看板を更新し、すべての案内看板（市内全域325箇所）に海拔を表示することで、海拔6m以上も含めた、千葉市全域の海拔表示の対応を行っております。
4	第9地区	<p>広報無線の拡充について ※ 大蔵寺町内会の広報無線については、大蔵寺小学校と千葉工業高校に設置されており、緊急放送などは、この2か所から放送されていますが、ごく近くの地域以外は放送内容が聞き取れないか、もしくは、全く聞こえない状況であり、災害時などの避難警報などに著しく支障となり、被害の拡大につながり兼ねないと懸念されるものである。</p> <p>そこで、早急に、広報無線の整備を充実し、災害時の安全と安心の確保に努めていただきたい。</p> <p>設置希望場所としては、小湊バス大蔵寺バスターミナルから、南側に向けて取付け願いたい。</p>	総務局 防災対策課	<p>防災行政無線の放送は、屋外スピーカーの向きと住宅地域との位置関係のほか、高い建物や地形など周辺環境の影響を受けやすく、さらには住居の遮音性が向上していることなどの要因で、聞きとりにくい場所があることは承知しております。</p> <p>しかしながら、音声放送の伝達範囲及び能力には限界があることから、すべての市民の方に屋外放送で情報を漏れなく伝達することは難しいものと考えております。</p> <p>このため、屋外スピーカーについては、東日本大震災以降に津波避難を考慮して本市沿岸部等へ増設した28基を最後に新たな増設は行わず、防災行政無線を補完する他の情報伝達手段であるNHK、千葉テレビ、ベイエフエム、J:COM千葉セントラルなどのメディアと連携した情報発信や、ちばし安全・安心メール、携帯電話各社のエリアメールや緊急速報メール、千葉市ホームページ、フェイスブック、ツイッター、Yahoo!防災速報等を活用した重層的な情報伝達体制の構築による災害情報等の伝達に努めております。</p>
5	第9地区	<p>自転車専用レーンの設置について 1. 場所 中央区今井1丁目～3丁目の2車線道路上（稲荷町～蘇我町までの直線道路区間） 2. 理由 ①当該道路は車両の通行量が多く、直線道路のため、猛スピードで走行する車両が多い。 ②自転車利用の奨励、普及に伴い自転車利用者が増加している。 ③・自転車利用者は危険を避けるため、やむを得ず歩道走行を余儀なくされている。 ・歩道は凹凸か所が多く転倒の可能性を秘めている。 ・保育園児の散歩や、小学生の登下校時は、子供が歩道一杯に広がり、歩道走行は困難であり、危険を伴う。 ・当該地区の歩道は狭いため歩行者との接触事故の可能性が高い。 ④以上により大きな事故の未然防止の観点より要望致します。</p>	建設局 道路部 自転車政策課	自転車走行環境整備計画である「ちばチャリ・すいすいプラン」において、要望区間は、自転車走行環境を整備する路線となっていることから、自転車の走行位置を明示するとともに、自動車運転者に注意を促すため、道路の左側の路肩に青色の矢羽根型の路面表示を行う予定です。なお、時期については、一部路面状況が悪い箇所があり、舗装工事が予定されていることから、舗装工事完了後に整備ができるよう検討して参ります。

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部課	要望事項に対する回答
6	第13地区	<p>都市計画道路の早期着工・完成について「仁戸名町～古市場町線」 日頃から当該地域の環境保全と環境整備に深いご理解と格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、表題のことにつきまして、平成6年度・8年度・更に平成12年度や24年に亘り要望書を提出しておりますが、24年の歳月が迎えようとしております。 つきましては、平成30年度よりの千葉市5ヶ年計画の中に私たちの要望を組み入れて頂きたく、又、特に明徳高校前より生実台セブンイレブンの早期着工を切にお願い申し上げます。 この完成により、地域の環状道路として利用でき、通学路の安全も確保され、特に、現状の急な坂をのぼるバス路線が変わることによって、大変危険となっている道路状況が改善されることとなりますので、何卒ご配慮賜りたく、早期着工、完成を要望いたします。</p>	建設局 道路部 道路計画課	平成30年度から3か年間の第3次実施計画では、事業効果の早期発現の観点から、現在着手している路線の完成を優先して進めているところであり、新規路線となる「生実町古市場町線」（平成27年度の都市計画道路の見直しにより、「仁戸名町古市場町線」から変更）の早期事業化は難しい状況です。 本路線につきましては、整備中路線の進捗状況を見極めながら、優先度を考慮した上で事業化を検討してまいります。
7	第16地区	<p>都市計画道路「加曾利町大森町線」の早期整備について ※ 第16地区連協の区域内である京成大森台駅付近を起点とし、大網街道までの「加曾利町大森町線」の整備に伴い、大森台駅の駅前広場やロータリーの整備も含まれると思うが、駅前広場から駅改札口までの動線についてバリアフリーに配慮して整備するようお願いし、また同時にエレベーターの設置についても同時に整備できるように京成電鉄と協議を行うこと。また、坂道の頂上付近となる喜久屋酒店前交差点（中央区仁戸名町601番地16地先）への信号設置について、道路整備と同時にできるよう中央警察署との協議を行うこと。 従来より要望している、松ヶ丘小学校東側の中央区松ヶ丘町552番地付近から中央区仁戸名町532番地先の大網街道までの区間の幅員についても早急に実現されますよう要望いたします。</p>	都市局 都市部 交通政策課	<p>駅構内のエレベーター設置について、本市では、鉄道駅のバリアフリー化に関しまして、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄軌道駅を対象に、各鉄道事業者のバリアフリー化に関する施設整備の実施に対して、国と共に補助を行い、バリアフリー化を促進しております。 大森台駅は平成29年度の1日当たり平均利用者数が2,824人と、基準には達しておりませんが、利用者数は微増ながら、年々増えており、駅周辺の道路や駅前広場の整備によって、利用者の更なる増加も考えられます。 また、地元自治会からの要望書等もいただいておりますので、利用者数3,000人を目安として、バリアフリー化施設整備に早期着手できるように、京成電鉄と協議してまいります。</p>
8	第16地区	<p>仁戸名町31・45号線の歩道整備について ※ 仁戸名小学校の通学路にあたる、「皷月縫製前」（中央区仁戸名町285番地15地先）より「わたなべ整形外科」（中央区仁戸名町94番地4地先）付近までの区間は、仁戸名小学校へ通学する児童の通学路であるが、バス路線でもあり、通行量が大変多いにもかかわらず、歩道整備が完了していない。 当該場所は、道路幅員も狭くなっており交通事故の危険性は大きく、通学路として使用する子供たちが安全・安心に通えるように、早急に歩道を整備されますよう要望いたします。</p>	建設局 道路部 道路建設課	要望箇所については、現在、用地買収について土地所有者と交渉を進めているところです。 用地を買収したところから、順次、歩道整備を行ってまいります。
			建設局 道路部 道路計画課 ・ 街路建設課	現在、宮崎町の青葉の森通りから京葉道路の大森橋までの区間において、都市計画道路南町宮崎町線の整備を実施しており、早期完成に向け、順次、工事を進めているところであります。 この路線の延伸部にあたるご要望の区間については、この事業完了後に、加曾利町大森町線の一部事業区間と併せ、事業化を目指したいと考えております。 また、大森台駅の駅前広場から開札口までのバリアフリーへの配慮や、喜久屋酒店前交差点への信号機設置につきましては、事業化の際に検討をすすめてまいります。

No	地区	要望・件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部課	要望事項に対する回答
9	第2地区 第5地区 第8地区 第13地区	<p>JFE粉塵（降下ばいじん）の改善を 平成27、28年の環境調査で中央区内に千葉市の環境目標値を超える降下ばいじん（粉塵）の測定値が観測された地点があった。また降下ばいじん月間値の年平均値をみると明確にJFE東日本製鉄所周辺の値が高くなっている。 これらを踏まえ以下の事を要望する。</p> <p>1) 測定全地点で、継続的に千葉市の環境目標値を達成するように、現在の粉塵の主な発生源であるJFE東日本製鉄所千葉工場を指導し、石炭・コークス置き場等と運搬経路の粉塵発生・拡散の根本的な改善を求めることを要望する。</p> <p>2) 千葉市内の降下ばいじん（粉塵）被害の実態を正確に把握するため、現在の臨海部の住環境に対応した新たな観測地点を増やし、環境調査を追加・続行することを要望する。</p> <p>：現在の調査地点は国道14号（357号）の内陸側あるいは隣接地にあり、千葉港や問屋町などマンション等が多くたてられている現在の臨海部の住環境に対応していない。また国道等が原因の複合汚染も関与して発生源が特定しにくい。</p>	環境局 環境保全部 環境規制課	<p>(1) JFEスチール(株)に対しては、法に基づく立入検査を適宜実施し、原料の堆積場に係る基準の遵守状況を確認しているほか、同事業所と締結している「環境の保全に関する協定」に基づき、粉じんの発生低減を求めています。同事業所においては、道路清掃、散水、老朽化施設の更新など様々な対策が行われていますが、引き続き、事業者への指導を行ってまいります。</p> <p>市としては、今後も、すべての調査地点における環境目標値の継続的な達成を目標とし、大気環境の改善に取り組んでまいります。</p> <p>(2) 降下ばいじんの調査地点につきましては、平成26年11月の千葉市環境審議会大気環境保全専門委員会からの粉じん対策に関する提言に基づき、平成27年度からは全市的に配置しており、臨海部においては特に重点的に配置しています。</p> <p>本年8月からは、同専門委員会において、降下ばいじんの量や成分の地域的な特徴等を把握するため、降下ばいじんの調査結果の解析を行っており、調査地点につきましても、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて見直ししていきたいと考えております。</p>

千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（市政相談）

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局課	要望事項に対する回答
1	第9地区	<p>宮崎町栄親会町内に公園の設置</p> <p>1. 宮崎町栄親会の所在地域内には、公園と名の付く広場又はこれに準ずる公用の施設がありません。従って町内活動実施上以下のような不都合をきたしています。</p> <p>(1) 町内会会員の福祉健康、快適な日常生活に必要な公園がないため毎日の生活の中で充実感がストレスになる。</p> <p>(2) 会員が軽易に打合せをしたり、屋外で安心して会員相互の談話・団樂する場所が近くにない。</p> <p>(3) 夏季の行事として朝のラジオ体操実施の要望に応じられない。</p> <p>(4) 町として防災倉庫を設置する場所がない。（現在会長宅車庫）</p> <p>2. 当町内における公園適地と考えられる場所</p> <p>(1) 当町内会の所在地域の中には、ペースンゴルフ練習場横に（建設道路工事中）の反対側に所有者の十分管理されていないかなり広い私有地があります。手入れされていないので景観上、環境条件からも中央区くらし安心室に所有者に改善警告を数回お願いしていますが、中々改善されない現状です。この地を公園用地として取得（又は寄付受け）して公園にして頂くのが町としての願いです。</p> <p>(2) 上記（1）が困難な場合</p> <p>当町内会の所在地域の中に市の将来公園にする予定であった遊休地（南町宮崎町線工事・4・30号の端切れ地）があり、これを公園にする事業の復活を要望します。この私有地に隣接する建売住宅を取得した3軒の会員は、ここに公園が出来ると聞いて入居したと申しています。町内会長として公園計画立ち消えの経緯について、まず街路建設課に確認しましたら、その予定で公園課に書類を回しましたとのこと、次いで公園課に伺いましたら予算がないので取りやめたとの回答でした。</p> <p>3. 公園設置要望場所 別紙</p>	都市局 公園緑地部 緑政課	<p>公園の設置にあたっては、周囲の公園の整備状況や災害時に避難できるオープンスペースの有無などを踏まえ、候補地を選定しているところです。</p> <p>当該地区においては、近隣で宮崎そよかぜ公園・宮崎みはらし台第1緑地などが既に整備済みであり、多目的に活用できる公園・緑地が確保されていること、また、災害時の避難所・避難場所である大森小学校もあることから、ご要望の公園整備は難しいと考えております。</p> <p>何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
2	第9地区	<p>大森町西福寺下交差点の改良に関する要望</p> <p>この要望は別紙の通り、昨年8月31日要望書を提出いたしました。要望項目I-2の樹木の伐採・電柱の移設については短期間で実施をしていただき、御礼を申し上げます。しかしながら一番重要な「歩行者用スクランブルを設ける信号機の改善」が未着手の為、信号が青でも子ども達が横断歩道を渡ることができない状況が続いています。学校や親が極めて危険な為、子ども達に青でも横断歩道を渡らせない異常事態を解消する為、早急な実施を要望します。</p>	市民局 市民自治推進部 地域安全課	<p>要望のありました大森町西福寺下交差点における信号機の歩車分離化要望については、地域を管轄する千葉中央警察署を通じて警察本部担当課に報告されており、警察本部担当課では、付近に所在する押しボタン式信号機との調整を含め、歩車分離化すべく調査・検討中です。</p>
3	第9地区	<p>千葉市中央区花輪町166地先交差点への信号機設置及び道路改良等に関する要望</p> <p>この要望は別紙の通り、昨年4月21日に要望書を提出いたしました。道路上に白線を表示し、「交差点注意」との表示はすぐに実施していただきましたが、信号機の設置をはじめ、道路のカラー標示（緑色）も未実施の状況にあります。</p> <p>この新しい団地からはこの4月、新一年生が3名、大蔵寺小学校にかよいはじめ、特に交通事故が心配な状況にあります。ちなみにこの交差点では昨年大きい事故が2件、小さい事故が数件発生しており、早急な対応を要望します。</p>	市民局 市民自治推進部 地域安全課 建設局土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	<p>要望のありました信号機の設置要望につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、地域を管轄する千葉中央警察署に情報提供を行いました。千葉中央警察署から報告を受けた警察本部担当課が現場調査を実施したところ、信号機建柱場所や横断歩行者の滞留場所などの確保できない状況であることから、現状では信号機の設置は困難との意見でした。</p> <p>児童、歩行者と車両の通行区分を明確化するための車道外側線及び、車両の速度抑制を促す路面標示の設置を交差点周辺に実施してまいります。</p>

No	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	担当部局部課	要望事項に対する回答
4	第16地区	<p>仁戸名町16号線の道路標示（注意喚起）について ※ 京成大森台駅（中央区大森町463番地3地先）より「BIGスケルトン」（中央区大森町477番地3地先）付近までの区間は、松ヶ丘小学校、松ヶ丘中学校へ通学する児童生徒と、駅へ向かう通勤者、大森台駅や蘇我駅へ向かう自転車とも交錯する部分であり、中華料理宴付近は大変見通しも悪く大森台駅駅前の信号機が見えないため、追突事故や歩行者・自転車との接触事故が発生する危険な場所である。 当該場所は、道路幅員も狭くなっているためカラー舗装による歩車道の分離と、注意喚起（速度落とせ等）の表示により安全に通行できるように整備されますよう要望いたします。</p>	建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	<p>今年度、舗装の打換え工事に合わせ、路肩のカラー化（赤）及び路面標示による注意喚起（速度落せ）を実施してまいります。</p>
5	第27地区	<p>松ヶ丘トンネルの照明改善について 大網街道松ヶ丘橋の下に京葉道路が通っています。 そこから南に約200メートルのところに、松ヶ丘トンネルがあります。 このトンネルは、京葉道路と両側の16号線の下で、長さが約110メートルの大変長いトンネルです。 現在トンネル内には、オレンジ色の照明が9箇所設置されていますが、外からの光は入口付近には差し込みますが、トンネル内部は薄暗く、人の形が分かるレベルです。 このトンネルは、大網街道等への通り抜けの自動車が多く、無灯の自転車も見受けられます。 また、歩道が無いと、両方向からの自動車などがある場合、側溝の蓋の上を歩いています。 自動車や自転車とのすれ違いのみならず、女性や子供たちからは、暗い中での男の人とのすれ違いなども怖さを感じるとの声が寄せられており、防犯上からも問題と思われれます。 このトンネルは、地域住民の生活道路となっており、地域の安全、安心のためにトンネル内の照明をLED照明に交換していただきたく、お願い申し上げます。</p>	建設局 土木部 土木保全課	<p>ご要望箇所である京葉道路下4号ボックスカルバートの道路照明灯については、今年度、白色のLED照明に交換する予定です。</p>

議案第1号

平成30年度事業報告について。

平成30年5月12日（土）中央区役所4階会議室において、千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会を開催し、平成29年度事業報告及び決算報告等が承認され、平成30年度事業計画（案）及び平成30年度予算（案）を可決し、新年度の業務が開始された。

【事業内容】

- 平成30年 4月 9日 中央区役所4階会議室において、平成29年度収入・支出決算関係帳簿類の監査を実施し、監事の承認を得た。
- 平成30年 4月19日 第1回理事会を中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項を協議した。
- 1 中央区町内自治会連絡協議会役員の選出について
 - 2 中央区町内自治会連絡協議会通常総会の会務報告及び議案審議について
 - 3 中央区町内自治会連絡協議会通常総会の役割分担について
 - 4 千葉市町内自治会連絡協議会専門部会の選出について
 - 5 功労者表彰について
 - 6 要望事項について
- 平成30年 5月12日 通常総会を中央区役所4階会議室において開催し、平成29年度事業報告及び決算報告等が承認され、平成30年度事業計画（案）及び平成30年度予算（案）を可決した。
- 平成30年 7月 3日 第2回理事会を中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項を協議した。
- 1 要望事項について
 - 2 中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について
 - 3 「千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員の費用弁償等に関する内規」の一部改正について
- 平成30年 9月 2日 九都県市合同防災訓練が行われ、中央区の重点会場である新宿小学校及び各避難所において、町内自治会及び自主防災組織等が防災訓練を実施した。

平成30年 9月26日

三役会及び第3回理事会を中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項を協議した。

- 1 要望事項の回答（区連協要望、市政相談）について
- 2 中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について

平成30年10月21日

第26回中央区ふるさとまつりが中央公園や栄町通りを中心に盛大に行われ、多くの区民と共に参加した。

平成30年11月16日

中央区町内自治会連絡協議会活動研修会を開催し、かわさきエコ暮らし未来館・資源化処理施設・メガソーラー展望スペース（川崎市川崎区浮島町509番-1 浮島処理センター内）と東芝未来科学館（川崎市幸区堀川町72-34 ラゾーナ川崎東芝ビル2F）を視察した。

かわさきエコ暮らし未来館他では、地球温暖化、再生可能エネルギー、資源循環の3つのテーマを中心に、環境を守るためにはどうしたらよいかを具体的に体験しながら楽しく学んだ。

東芝未来科学館では、科学の楽しさに触れ、電気産業の歴史を体感し、最先端技術を体験した。

当日は、会員相互の意見交換等も図られ、町内自治会間の交流と親睦を深めることができた。また、視察場所での体験等を通し地域社会の発展につながる有意義な研修会とすることができた。

参加者数：67名

参加者負担：2,000円/名

平成31年 1月18日

第4回理事会を中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項について、協議及び報告した。

（議題）

- 1 平成31年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について
- 2 平成31年度中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について
- 3 千葉市地域社会貢献者・寄附行為者褒賞の候補者推薦について
- 4 町内自治会加入促進パンフレットについて

（報告）

- 1 ごみ問題検討委員会について

平成31年 3月25日

三役会及び第5回理事会を中央区役所4階会議室において開催し、下記の事項を協議した。

- 1 平成30年度決算見込について
- 2 平成31年度役員選出について

議案第2号 平成30年度収入支出決算について

収入支出決算書

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位：円)

科 目		当初予算額 (A)	補正予算額	予算現額 (B)	収入済額 (C)	摘 要
項	目					
補助金	区連協補助金	1,427,000	0	1,427,000	1,427,000	区連協：797,010円、地区連協：629,990円 ※地域運営交付金を除く(第9、13、16地区)
負担金	負担金	282,844	0	282,844	264,844	65,422世帯×2円(地区連協負担金) 67名×2,000円(活動研修会参加者負担金)
繰越金	前年度繰越金	475,355	0	475,355	475,355	
雑収入	雑収入	7	0	7	8	預金利子
計		2,185,206	0	2,185,206	2,167,207	

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位：円)

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額 (A)	支出額 (B)	(B)のうち 補助対象経費	(B)のうち 補助対象外経費	予算残額 (A) - (B)	摘要 ※下線は、補助対象外経費
項	目								
交 付 金	地区連協 金 交 付 金	629,730	0	629,730	629,730	629,730	0	0	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事 務 費	事 務 費	400,000	0	400,000	361,916	361,916	0	38,084	事務用品、町内自治会のしおり作成、 郵便代
会 議 費		145,000	0	145,000	90,633	77,833	12,800	54,367	
	総 会 費	95,000	0	95,000	77,384	64,584	12,800	17,616	総会資料作成 役員昼食代
	役員会議費	50,000	0	50,000	13,249	13,249	0	36,751	三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	55,000	0	55,000	48,924	48,924	0	6,076	表彰者記念品代、表彰状(11名)
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	13,000	0	13,000	20,000	年額名刺交換会会費(区連協会長)、 吊慰金(2件)
事 業 費	活動研修費	502,000	0	502,000	418,067	290,097	127,970	83,933	視察研修費 参加者昼食代
旅 費	費用弁償	118,000	0	118,000	91,000	91,000	0	27,000	理事、監事の費用弁償
備 品 購 入 費	備 品 購 入 費	0	0	0	0	0	0	0	
予 備 費	予 備 費	302,476	0	302,476	0	0	0	302,476	
合 計		2,185,206	0	2,185,206	1,653,270	1,499,500	153,770	531,936	

【全体】

(収入額) (支出額) (残額)
 2,167,207円 - 1,653,270円 = 513,937円 (平成31年度へ繰越)

【補助金】

(収入額) (支出額)
 1,427,000円 < 1,499,500円

(参考)

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目		当初予算額		補正予算額		予算現額 (A)		支出額 (B)		予算残額 (A) - (B)		摘要
項	目	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	※下線は、補助対象外経費
交付金	地区連協 交付金	629,730	0	0	0	629,730	0	629,730	0	0	0	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事務費	事務費	400,000	0	0	0	400,000	0	361,916	0	38,084	0	事務用品、町内自治会のしおり 作成、郵便代
会議費		129,000	16,000	0	0	129,000	16,000	77,833	12,800	51,167	3,200	
	総会費	79,000	16,000	0	0	79,000	16,000	64,584	12,800	14,416	3,200	総会資料作成 役員昼食代
	役員会議費	50,000	0	0	0	50,000	0	13,249	0	36,751	0	三役会・理事会費用
表彰費	表彰費	55,000	0	0	0	55,000	0	48,924	0	6,076	0	表彰者記念品代、表彰状(11名)
渉外費	渉外費	0	33,000	0	0	0	33,000	0	13,000	0	20,000	年賀名刺交換会会費(区連協会長)、 弔慰金(2件)
事業費	活動研修費	350,000	152,000	0	0	350,000	152,000	290,097	127,970	59,903	24,030	視察研修費 参加者昼食代
旅費	費用弁償	118,000	0	0	0	118,000	0	91,000	0	27,000	0	理事、監事の費用弁償
備品購入費	備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
予備費	予備費	0	302,476	0	0	0	302,476	0	0	0	302,476	
小計		1,681,730	503,476	0	0	1,681,730	503,476	1,499,500	153,770	182,230	349,706	
合計		2,185,206	0	0	0	2,185,206	0	1,653,270	0	531,936	0	

議案第3号

平成30年度監査報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会
平成30年度収入支出監査報告書

監 査 対 象

千葉市中央区町内自治会連絡協議会の平成30年度収入支出決算書及び関係
帳簿・証書類

監 査 期 日

平成31年4月11日

監 査 内 容

予算会計の収入・支出済額は、収入及び支出簿により出納書類を余すところ
なく照査のうえ、さらにその内容につき監査を実施した結果、決算は計数的に
正確であり、内容も正当なものと認定した。

平成31年4月11日

監 事

氏 名

[Redacted]

氏 名

[Redacted]

議案第4号

令和元年度役員（案）の承認について

会 長 長 谷 川 政 美

副会長 鈴 木 喜 久

副会長 市 原 敏 夫

会 計 笠 原 新 一

会 計 石 川 和 利

顧 問 松 田 啓 一

議案第5号

令和元年度事業計画（案）について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1 区行政との連絡及び協力に関すること

区民参加を推進するため、区並びに市と区民を結ぶパイプ役として活動し、地域の発展に寄与貢献する。

2 要望事項等の促進に関すること

区内各地域に共通する諸問題及び区民に関連する諸事業についての要望事項等の早期解決を図る。

3 功労者の表彰に関すること

本会の「表彰内規」により功労のあった地区連協会長及び単位町内会長を総会において表彰する。

4 区民意識の啓発

区民として相互の連帯意識の高揚を図り、住み良い街づくりを推進する。

5 研修会の実施

先進の住民自治組織や施設等を研修視察し、地域リーダーの育成に努める。

6 その他必要な事項に関すること

その他区連協活動の充実向上を目的とした諸事業の推進を図る。

令和元年度主な会議等予定

年 月	内 容	備 考
平成31年 4月	会 計 監 査	4月11日 (木)
4月	理 事 会	4月19日 (金)
令和元年 5月	令和元年度通常総会	5月11日 (土)
7月	理 事 会	
8月	中央区防災訓練	8月25日 (日)
9月	三 役 会 ・ 理 事 会	
10月	中央区ふるさとまつり	10月20日 (日)
11月	活動研修会	
令和2年 1月	理 事 会	
3月	三 役 会 ・ 理 事 会	

議案第6号

令和元年度収入支出予算（案）について

収入支出予算書（案）

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,422,000	1,427,000	△ 5,000	区連協：796,840円、地区連協：625,160円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負担金	負担金	281,682	282,844	△ 1,162	64,841世帯×2円（地区連協負担金） 76人×2,000円（活動研修会参加者負担金）
繰越金	前年度繰越金	513,937	475,355	38,582	
雑収入	雑収入	8	7	1	預金利子
計		2,217,627	2,185,206	32,421	

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位: 円)

科 目		本年度予算額			前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目	(A)					
		補助対象経費	補助対象外経費	※下線は、補助対象外経費			
交 付 金	地区連協交付金	624,590	624,590	0	629,730	△ 5,140	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事 務 費	事 務 費	400,000	400,000	0	400,000	0	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費		142,000	142,000	0	145,000	△ 3,000	
	総 会 費	124,000	124,000	0	95,000	29,000	総会資料作成、総会案内はがき代
	役員会議費	18,000	18,000	0	50,000	△ 32,000	三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	50,000	50,000	0	55,000	△ 5,000	表彰者記念品代、表彰状
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	33,000	0	年賀名刺交換会会費 (区連協会長)、見舞金、弔慰金
事 業 費	活動研修費	502,000	350,000	152,000	502,000	0	視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費用弁償	104,000	104,000	0	118,000	△ 14,000	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	362,037	0	362,037	302,476	59,561	
合 計		2,217,627	1,670,590	547,037	2,185,206	32,421	

令和元年度地区連協交付金明細書

平成31年3月31日現在

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
中央区	2	10	500	5,000	5,473	10	54,730	20,000	79,730
	3	27	500	13,500	6,198	10	61,980	20,000	95,480
	4	23	500	11,500	6,370	10	63,700	20,000	95,200
	5	6	500	3,000	5,697	10	56,970	20,000	79,970
	8	21	500	10,500	8,436	10	84,360	20,000	114,860
	21	13	500	6,500	1,732	10	17,320	20,000	43,820
	27	24	500	12,000	3,694	10	36,940	20,000	68,940
	45	10	500	5,000	2,159	10	21,590	20,000	46,590
	計	134	500	67,000	39,759	10	397,590	160,000	624,590

※下記の地区については、地域運営交付金として交付するため、区連協補助金には含まない。

区	地区	交付額
中央区	9	172,090
	13	91,610
	16	72,050
	計	335,750

議案第7号

令和元年度監事の選任について

監 事

監 事

千葉市中央区町内自治会 連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	2 名	監 事	2 名
会 計	2 名		

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決することとし、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 5 総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三役会)

- 第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。
- 2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 会務の執行上必要なこと。

第4章 会 計

(経 費)

- 第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

- 第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

- 第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成 4年 5月 24日より施行する。

附 則

この会則は、平成 5年 5月 9日より施行する。

附 則

この会則は、平成 6年 5月 15日より施行する。

附 則

この会則は、平成16年 5月 16日より施行する。

附 則

この会則は、平成24年 7月 1日より施行する。

附 則

この会則は、平成30年 5月 12日より施行する。

別表

	地区町内自治会連絡協議会名
1	第2地区(末広中学校区)町内自治会連絡協議会
2	第3地区(葛城中学校区)町内自治会連絡協議会
3	第4地区(椿森中学校区)町内自治会連絡協議会
4	第5地区(緑町中学校区西千葉地区)町内自治会連絡協議会
5	第8地区(新宿中学校区)町内自治会連絡協議会
6	第9地区(蘇我中学校区)町内自治会連絡協議会
7	第13地区(生浜中学校区)町内自治会連絡協議会
8	第15地区(轟町中学校区)町内自治会連絡協議会
9	第16地区(松ヶ丘中学校区)町内自治会連絡協議会
10	第21地区(川戸中学校区)町内自治会連絡協議会
11	第27地区(星久喜中学校区)町内自治会連絡協議会
12	第45地区(都 地 区)町内自治会連絡協議会

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 表彰内規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員（監事を除く）の職にあって退任したもの。

(2) 5年以上引き続き町内自治会長の職にあって退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の方法)

第3条 被表彰者の該当者については、会長が調査し、第1条第2号については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。